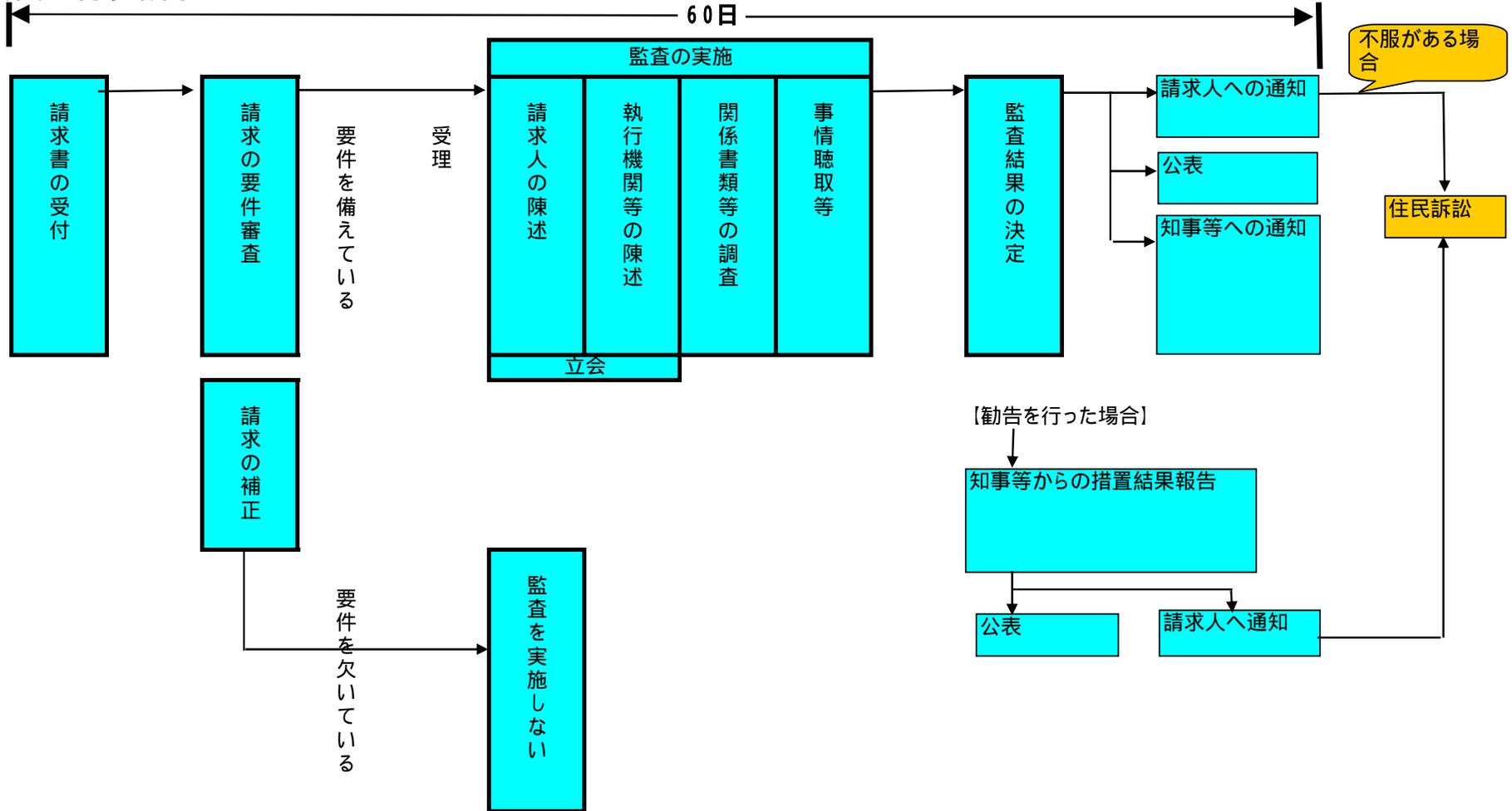


監査委員が行う場合



- 注: 1 要件審査は、監査請求の対象事項が県の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件などについて行います。
 2 「監査を実施しないは」は訴訟上の「却下」に該当します。
 3 住民訴訟については、出訴期間が定められています。(地方自治法第242条の2)

個別外部監査で行うよう請求があった場合

